

親族優先提供に関する諸課題について

【検討に当たっての留意点】

- 親族優先提供の意思表示は、表示された親族に期待を生じさせることなどから、運用上、これまでとは違った問題が発生する懸念がある。
- 親族優先提供の意思表示は、具体的な制度について十分に理解をした上で行っていただく必要がある。
- 親族に対し臓器を優先的に提供する意思は、臓器を死亡した後に提供する意思を書面により表示している者又は表示しようとする者が、その意思の表示に併せて、書面により表示することができる。

【論点】

1. 親族優先提供の意思表示を行う方法として以下が挙げられるが、留意すべき点はあるか。

(例えば、可能な限り意思登録システムを活用する 等)

- ※ 現在のツール (1) 臓器提供意思表示システム
 (2) 運転免許証、健康保険証等
 (3) ドナーカード

2. 親族優先提供の記載方法

意思の記載方法として「親族」「個人名」が挙げられるが、どのように考えるか。

(例えば、親族がレシピエント登録をしている方には個人名を記載していくだく 等)

(参考1) 臓器移植委員会及び作業班における議論を踏まえ、パブリックコメントにおいて、以下の考え方を提示しているところ。

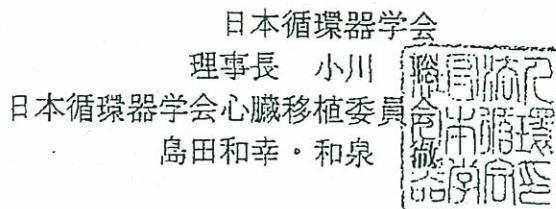
- ・ 「親族」と書いていただくが、「個人名」記載も特に排除しない
- ・ 個人名を書いた場合も親族全体を優先すると取り扱う
- ・ 親族も含め提供先を限定する意思表示は行えない

(参考2) 親族優先提供の記載方法に関しては、これまで以下のような議論があった

- 臓器提供に係る意思表示・小児からの臓器提供等に関する作業班において、親族優先提供の意思表示は移植機会の公平の特例であることや運用上の懸念を防ぐ必要があることを踏まえ、単に「親族」と表示することとすべきとの見解が示された
- 前回の当委員会において、具体的なレシピエントの存在を思い浮かべて個人名を書くことが多いと考えられることから、単に親族と書かせるよりも、個人名を記載する方法とした方がよいのではないかとの御意見があった

平成 21 年 10 月 27 日

厚生科学審議会疾病対策部会
臓器移植委員会
永井 良三委員長 侍史



心臓移植における親族への優先提供に関する要望

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律 83 号、改正臓器移植法）が成立し、平成 22 年 7 月より施行されるに当たり、第 6 条の二に記載されている『親族への優先提供の意思表示』条項に関して、心臓のみを下記の理由で除外し、『親族への優先提供』条項の適応除外として扱えるようここに要望いたします。

第 6 条の二 『親族への優先提供の意思表示』

移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思を書面により表示している者、又は表示しようとする者は、その意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を背面により表示することができる。

ご存知のように、心臓は個体唯一の臓器であり、移植可能な他の臓器と異なり生体移植が不可能な臓器であります。このことから、心臓の提供は提供者の死亡を前提とします。今回の改正臓器移植法に記載がある『親族への優先提供の意思表示』条項を心臓に関しても適応すると、当該親族の自殺や自殺傾向、及び同意殺人など刑法第二十六章『殺人の罪』に抵触する事案、あるいはその類似事案の発生を必然的に招く恐れありと、危惧しています。

従いまして、心臓移植に関してこの条項の適応から除外し、『心臓は親族への優先提供』が有得ないことを明示するよう要望する次第であります。

何卒、ご高配、ご斟酌のほどお願い申し上げます。

以上